

1968年度第57回宜野湾市議会臨時会会議録

1. 1968年5月7日第57回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された

2. 出席議員は次の通りである

1番	伊保清安	2番	天久盛雄
3番	石川真六	4番	渡名喜庸仁
5番	宮里敏行	7番	比嘉盛栄
8番	又吉正弘	10番	船嶺正康
12番	大川昇	13番	知名朝司
14番	崎間正憲	15番	仲村春仁
16番	武島行男	17番	佐喜真弘
18番	比嘉義定	19番	宮城盛昌
20番	伊佐徳次郎	21番	仲村盛光
22番	古波蔵清次郎		

3. 欠席議員は次の通りである

9番 棚原憲信 11番 安次富盛信

4. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである

市長	島袋全一	助役	沢岨安一
収入役	奥里将俊	総務課長	吳屋好永
税務課長	仲村春信	住民課長	棚原盛真
厚生課長	伊佐友誠	農林課長	崎間政光
観光課長	古波蔵信三	都計課長	知花義世
建設課長	島袋善信	水道部長	仲村春盛
消防長	大城仁幸	工務課長	金城健栄

営業課長奥里将弘 会計課長多和田真一

5. 議会事務局職員の出席者は次の通りである

局長末吉健男 書記島袋真由
書記北嘉定治

6. 議事日程は次の通りである

諸般の報告

日程第1. 会期の決定について

〃 2. 会議録署名議員の指名について

〃 3. 議案第16号 物品供給契約締結
について

〃 4. 議案第17号 物品供給契約締結
について

〃 5. 議案第18号 財産の取得並びに契
約について

〃 6. 議案第19号 基本財産基金積立の
繰り入れについて

〃 7. 議案第20号 1968年度宜野湾市一
般会計才入才出追加更正予算につ
いて

〃 8. 議案第21号 市債を起すことにつ
いて(公有水面埋立債)

〃 9. 議案第22号 公有水面埋立事業費を継
続費とすることについて

〃 10. 議案第23号 1968年度宜野湾市公有水面
埋立事業特別会計追加更正予算について

〃 11. 会期の延長について

議長

定刻になっておりますので、これから会議を始めたいと思います。出席16名であります。市町村自治法の第53条の規定によりまして、議会は成立致しております。よって只今より第57回宜野湾市議会臨時会を開会致します。直ちに本日の会議を開きます。(午前10時2分)

議長

諸般の報告のため暫く休憩致します。(午前10時3分)

議長

再開致します。(午前10時4分)

議長

日程第1、会期の決定についてを上程致します。只今休憩中にお諮り致しましたように5月7日本日一日限りとしたと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、本日5月7日の一日間と決定致しました。

議長

日程第2. 会議録署名議員の指名についてをお諮り致します。議長が指名することに御異議ございませんか。

議長

御異議がございませんので、議長が指名を致します。3番の石川真六君と20番の伊佐徳次郎君にお願いを致します。

議長

日程第3. 議案第16号 物品供給契約締結についてを上程致します。一応休憩を致しまして、事務局長に朗読をさせます。

議長

休憩致します。(午前10時10分)

議長

再開致します。(午前10時11分)

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

水道部長

御説明致します。この議案の16号と17号は、工事としては同様に使う訳ですが、我々として、~~鋳鉄管~~それから鋼管、異型管、と3種類に分けた関係で使用区

域が全工事地域。我如古、真志喜、嘉敷、都市計画第二地区に使用すると、その一部になっております。何故なれば、鋼管、鋳鉄管は後に鋼管は値段が安かった関係で後で御説明申し上げますがこの議案には入っておりません。鋳鉄管は議案第17号としてお諮り次のあれになっておりますが、これのあれで一才御説明申し上げたいと思ひます。契約の方法の項目で前の方に指名競争入札(3社)によるというのが消されておりますがこれは本当は指名競争入札をやった訳であります。11社を指名して、これがこの異型管というのは、流れ作業じゃなくてこっちの鍛冶屋みたいで時間くう。この仕上げまでに時間くう要するらしいんで、それで納期が6月15日になったもんですから、棄権する会社が出ますし、それから入札しましたものの初め第1社これが4月11日にやっておりますが、落札しませんで又實際再度であります。4月7日に集めましたところみんな棄権と、それで状況話して又再度の入札をやりましたら、4月11日に1社が参加と、それでこれも我々の予定価格と差があったもんだから4月15日に三度目の入札をやりましたところ、それでも尚落札。その時には3社参加しておりますが、尚落札値に一才遠いというような格好で結局最低入札者の福山商事と話し合いの結果こうなったもんで、結局随意契約

という格好になっております。この用途は先申し上げました通り、本年度の事業に計画されておる我如古地域、それから真志喜地域の改良事業、嘉敷、それから今都市計画の敷さならされておりますところの消防裏の都市計画第二地区に使用するあれであります。よろしくお願いいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩致します。(午前10時15分)

議長

再開致します。(午前10時15分)

議長

本案に対する質疑も残りようでありますので、質疑を終りたいと思っておりますが御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、質疑を終り討論に入ります。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略したいと思ひますが御異議ござりませんか。

議長

御異議がござりませんので、討論を省略致しまして採決に入ります。

議長

議案第16号、16号物品供給契約締結についてを採決致します。原案通り可決することに御異議ありませんか。

議長

御異議がありませんので、原案通り可決することに決定を致しました。

議長

次は日程第4、議案第17号物品供給契約締結についてを上程致します。一応事務局長をして朗読させます。その間休憩致します。(午前10時16分)

議長

再開致します。(午前10時18分)
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

水道部長

御説明致します。前の16号議案の場合に御説明申し上げた通りであります。これもこの物品によって地域的なこの工事の資材によって分けたんじゃないでなくて、一括して鑄鉄管は鑄鉄管、異型管は異型管というふうに分けた関係でこの17号、16号は分けてあります。それで先御説明申し上げた通り使用区域はやっぱり我如古、真志喜、嘉敷、都市計画第二地区に使用するようになっております。これは納入の方法が両方とも6月15日までには入れるというふうになっております。我々もその時からすぐ工事を着工できるような段取りを今取っております。簡単に御説明を終ります。

水道部長

一寸御説明を間違いました。口頭で約束の場合、この15日になっておりましたが、議会に提出するのが遅れまして、その契約期限が契約の日に遅れましたので、この25日になっておりますが、実際納入も15日には納入するよう口頭約束にはなっております。

議長

本案に対する質疑を許します。

1 番

契約は一般競争入札ですか。

水道部長

指名競争入札であります。この入札のあれを細かく御説明申し上げたいと思っております。

1 番

契約金額です。2万ドル以上は指名競争入札ですか。現条例では、額からいいますとどちらが本当ですか。

水道部長

お答え致します。金額によってその契約で指名競争入札、或は一般競争入札、随意契約というようなあれは区別されておられません。只契約の段階の場合幾ら以上は議会の3分の2の同意を得なければいけないというようになっておったと思っております。

1 番

そうしますと、契約の方法です。それは契約条例の何号に当る訳ですか。

水道部長

宜野湾市契約条例の第6条第1項第2号に規定されております。

1 番

はい、以上です。

議長

外に質疑もないようでありますので、質疑を終りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

議長

御異議がありませんので、質疑を終り討論に入ります。

議長

本案に対する討論を許します。

議長

討論もないようでありますので、討論を省略することに御異議ありませんか。

議長

御異議がありませんので、討論を省略致しまして採決に入ります。

議長

議案第17号、物品供給契約締結についてを採決致します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、原案通り可決することに決定を致しました。

議長

日程第5、議案第18号、財産の取得並びに契約についてを上程致します。一応事務局長をして朗読をさせます。

議長

休憩致します。(午前10時又4分)

議長

再開致します。(午前10時又6分)
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

市長

御説明申し上げます。これは目的が普天間第二小学校敷地用地でございまして、委員会からの要請によりまして、市が買上げをして委員会に貸付するようになる訳でございまして。それでこのここに土地の所在地、宇新城新城原スル番地40㉓〜C、40-B、40-C、40-Eと色々ののがあります。次の頁の6頁に図面がございまして、この斜線が引いておる所が全学校敷地になっております。この坪数が、842.68坪であります。今回提案してあります、1,279坪と合5勺というものは、この中に入っておる訳でございまして、このこれだけの全部ということではございませぬので、御了承をお願いしたいと思っております。こ

れは色々区画整理等と問題がございまして、この斜線引いてある部分部分にこれが入っている訳でございまして。それから坪当り単価は当初現在の坪数、区画整理以前の坪数で単価の相談はされておりましたが、ここに示してあります坪当り単価は、区画整理後の坪数の単価になおされて、45ドルということになっております。それからこれは新城の字有地でございまして、代表者がここに掲掲げてあります御3名になっておりますけれども、実際の主は部落共有地でございまして、相当の人数になるようでございまして。それから今回は共有地の買収、買上げということになる訳であります。後残りの156坪余りは個人個人の私有地を買上げ致しまして、先申し上げましたこの斜線の所に個人の土地がございまして、これを買上げて全学校敷地になる訳でございまして。それでこの個人のこの買上げについては今委員会が進められております。土地の買収関係については全部委員会がやるようになっております。それで残りの買上げにつきましては、委員会が買収する相手方との契約が成立次第の議案に提案する訳でございまして、さし当りこの部落有地の1279坪と合5勺を今度の買上げる対象になっております。それで今議会に提案した訳でございまして。委員会としての学校の設立地のこと

につきましても、来年々月を目標に開校すると、出来るればそれよりも以前に開校の準備をしていくようにしているということでございます。以上御説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩致します。(午前10時30分)

議長

再開致します。(午前10時30分)

16番

原案で示されている1,279坪8合5勺これだけでは当然学校敷地としては使いものにならないと思います。残余の1,562坪余りということをおっしゃっておいりましたが、この他の1,562坪余りについての現在の交渉の段階、それから又当該地域は区画整理地域でありますので、そこにいわゆる浮地がないかどうか、浮地は原則としてこれは競売に付されるのが原則だと思います。そこら辺の問題について、それからその事後の1,500坪余りの買収がこれが難行した場合、悪く申しますと、そこにその地域自体に小学校敷地としてできなくなった場合、これが契約条項の第3条にあります。

学校敷地以外には使用しないことという
ふうに拘束されておりますがもしできな
かった場合にはこれは、いわゆる又そこに返
還するのか、売買を解消するのか、そこら辺
について御説明をお願いします。

市長

お答え致します。先も申し上げましたよう
にこの四面の斜線引いてある所に1,562
坪8.3という坪数がありますがこれにつ
いては先申し上げた通りであります。ここ
に道路が入ってございませう。それでこの道
路はぬきにした1,500坪でございまして、総
坪数としましては、3,511坪になります。が
これは区画整理のためにこの道路はあり
ませうけれども、これを学校敷地とした場合
には、この道路を廃止することを議決を
して頂いて、この学校敷地にするといった
方針に進めたいと思っております。それから
その1,562坪についての委員会の交渉はち
ゃんと契約書を取りまして、このここにあり
ませう個人有地を売って、外の地域の浮地
を又優先的に売るといったようなことで契
約書も取って進めておるようございませう。
これは委員会を信用致しまして、私としても
学校が成立するものと、成立するといふこと
で進めております。それからもしこれができ
なかつた場合という御質問ですがこれは
どういふことは今の所あり得ないかと先申し上

げましたように委員会を信用して、委員会
が充分できると言っておりますので、そうい
うことはいないということを進めております。
しかしもしそれが成立しないということに
なりますと、この学校は造れないことにな
りますので、これは今の所考えておりませ
ん。それから競売、建て前は競売ということ
になっておりますけれども、その一般競争入
札にするということになっておりますけれど
も、但しということがございまして、次の各項
の場合においては随意契約により処分す
ることができるということを採用致しまし
て、特に施行者が必要と認めた場合は保
留地の処分は換地処分前においても処
分することができる、この特別、但し書を
採用してやるように考えております。

16 番

先程の御説明の中で、この当該地域に
当る方々との買収交渉は現在進められて
おると、それがどの程度進められておるか、
そして買収された方々に対しては、特に浮
地をこの人達に与えるという意味です
か。先程の説明の中で聞きもりましたの
で、そこから辺、もう一辺強く御説明お願
いします。

市長

その保留地をその学校敷地にある地

主に對して優先的に譲ると、買ってもらうと
というような話で進められております。

16 番

いわゆる学校敷地に当る所の地主は、一
応教育委員会とそういう売買契約を締
結する。そしてしかしながら是非こっちが必
要だということになるということと委員会を信
用してとおっしゃいましたけれども、しかし他
の浮地の処分の問題については、これは
教育委員会とは全然関係ありません。あく
までも当局の問題だと思ふんです。そこ
ら辺について、先程の委員会を信用してと
いうことと、そして又浮地をそういう方々に
優先してやるということとのつなかりの問
題、そこら辺をどの程度まで委員会と当
局との間に話し合いがなされておるのか、
そこを御説明願います。

市長

だから私情としては、市長としては、その但
し書を準用して、これを競売に付しなくて
もいいという考えのもとに委員会は又その
地主と委員会と学校敷地に自分の土地
は当てるとだということのような約束が取りかわ
されておりますので、それを信用しておる
訳です。

議長

5番の天久盛雄君、5番の宮里敏行君の出席を報告致します。

16番

問題はですからね、浮地処分の問題をその当該地域の地主に対して、斡旋するんだというふうに解してよろしい訳ですね、そうなりませんか。

市長

いや、いや、斡旋するんじゃないですよ。

議長

暫く休憩致します。(午前10時39分)

議長

再開致します。(午前10時45分)

議長

暫く休憩致します。(午前10時45分)

議長

再開致します。(午前11時25分)

本来につきましては、質疑の段階で継続審議としたいと思っておりますが、他に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、質疑の段階で継続審議と致します。

議長

次は日程第6、議案第19号、基本財産基金積立の繰り入れにマいてを上程致します。一応休憩して事務局長に朗読をさせます。

議長

暫く休憩致します。(午前11時26分)

議長

再開致します。(午前11時27分)
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役

御説明申し上げます。この学校敷地購入については、基本財産積立金から111,000ドルの繰り入れすべく現行予算の当初予算において、予算措置はされておりますけれども、意思決定がなされておられないので、積立金条例の4条によりまして、議会に議決を求めて提案致した訳であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩致します。(午前11時29分)

議長

再開致します。(午前11時30分)

本案につきましては、質疑並びに討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、質疑並びに討論を省略致しまして、採決に入ります。

議長

議案第19号、基本財産基金積立の繰り入れについてを採決致します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、よって本案件原案通り可決することに決定致しました。

議長

次は日程第7、議案第20号、1968年度宜野湾市一般会計才入才出追加更正予算に

ついでを上程致します。

議長

本来につきましては、事務局長の朗読を省きまして、理事者の趣旨説明を求めます。

助役

御説明申し上げます。今回の第6回追加更正につきましては、需毋要と致しましては、次に提案致しております所の埋立事業特別会計への繰り出し、それから政府補助事業の幾らかの工事量の増大による所の追加、それから公営住宅の方でございますが、これは当初予算におきまして、4階建ての棟を一応予定しておりましたが、これは政府の予算の都合によりまして、3階建ての棟に変更されましたためにその分の経費の縮小、これに伴います所の市債の額の縮小をきたしましたために、今回の追加更正を致した訳であります。内容を一寸説明申し上げますと、その財政、この資金と致しましては、税収を一応追加更正致しております。税収におきまして、16,344ドルの追加更正でございます。税の合計が300,428ドルになっております。その内容は、目の固定資産税が2,571ドルの増でございます。これは詳しい説明は税務課長に説明させますが、家屋の増築による所の調定が増えまして、この方が調定見込額2,857ドル

徴収率を90パーセントとしまして、2,571ドルを見込んでいます。それから事業税であります。この方は8,460ドルの増でございます。この方は主として、法人の過年度税でございます。この法人の確定申告の結果税額が変更されまして、それを調定致しまして増になっております。それから4目の不動産取得税。この方は主として家屋の新築による所の増収であります。5,313ドルの増であります。それから政府支出金の方は、これは10,802ドルの減でございます。これは先説明申し上げましたように、公営住宅が4階の2棟が3階の2棟に変更されましたためにこれだけ補助金の減になっております。それから土木事業の800ドルの増は長田地内排水及び農道工事が政府の査定の結果800ドルの補助金の増になっております。それから減は公営住宅の11,602ドル、相殺しまして10,802ドルが政府支出金の減でございます。それから雑収入としましては、4,916ドルの増であります。これは過年度収入でありまして、67年度の政府補助事業工事を予算繰越致しまして、その繰越の財源については一般財源をもって、繰越財源として繰越致しましたためにこれが68年度で補助金が入ってきまして、過年度収入になっております。それから市債の方が8,000ドルの減になっております。これは公営住宅の縮小による所の越債対象額の減によ

りまして、8,000ドルを減とした訳であります。才入については以上であります。それから才出につきましては、道路橋梁梁費の900ドルの増、これはいわゆる長田地内の排水工事の工事規模の査定の結果増になりました分の追加であります。それから公営住宅は4,995ドルの減であります。これを内訳申し上げますと、建設費の方で4,995ドルの減であります。この内容は設計手数料等が現在の建築中の公営住宅と内容、規模殆ど似ておりますために現在施工中の公営住宅の設計をそのまま活用できるために手数料が相当減になっております。それから工事負請負費におきまして、6,500ドルの減、これは当初予算におきましては単価が相当低く見積ってあったために現年度の施工してある所の公営住宅とほぼ単価が似ておりますがこれが実際に現時点におきましては、この公営住宅の坪当単価が相当上がってきておりますために11,602ドルの補助金の減でありながら工事費からは6,500の減しかこないというような結果になっております。それから補償費でありますがこの68年度の公営住宅建設用地に1件住宅がございまして、この住宅の方の立ち退きについては、今まで随分折衝を重ねて参りましたが、今問題になっておりますのは立ち退き先の宅地の問題だけが未確定のために立ち退く時期については一

寸まだ確定しておりませんが、補償金額につきましては、双方合意を致しておりまして、その分について予算計上致しまして、3,133ドルの補償費を計上致した訳であります。立ち退きの先については本人でこの用地はさがすということは本人と話し合いはついでしております。これが追加の大きな計費の増でございます。それから施設費の電話であります。これは将来公衆電話に切り替えるという前提のもとに一応工事中の連絡がこれのために必要だという訳で今の所配線がございませぬけれどもできたらこれを設置しておきたいという考えで50ドル組んであります。これを今業者が設置しまして、その後市が買上げるというような考えであります。それから諸支出金におきましては、6,553ドルの追加であります。これは埋立事業特別会計への繰出金になっております。これは兼漁業者に対しまして見舞金を計上してあります。この額が現在漁業者に対しまして、見舞金を出すことについて、折衝の結果取り決められた金額であります。以上であります。相殺致しまして、今回の追加額が2,458ドルになっております。予算総額が1,226,646ドルになっております。以上簡単に御説明終了。一寸説明間違いました。6,553ドルを繰出す金額であります。兼漁業者補償見舞金額の双方の大体の話し合いの結果まとまったの

は6.828ドルであります。

議長

本来に対する質疑を許します。

3番

市長の諸般の報告で、公営住宅の建築工事は、遅々として進まない事情説明で銀行融資の担保といったようなお話がありました。これは建築中の公営住宅そのものを担保にしてある訳ですか。

市長

お答え致します。担保ではございません。市が支払いする時に銀行に立ち合いのもとで支払いするんだということでありまして、担保にはしてありません。

3番

前の議会の場合にも遅れていることについて、相当多くの議員から質疑がありましたが、その場合に、今後は十分に遅れないように進めていく、又充分そういう見越しができるという説明でありましたが、工事を再開したかと思ったらすぐ又工事がストップしている。そこでお伺い致しますが、現在のその人が契約者が工事をやっている訳ですか。

市長

そうであります。

3 番

これは改めてお聞き致しますが、工事完了までに後どの位の期間を見積っておられますか。

市長

6月20日までに完了する予定であります。

3 番

6月20日ですか。これで充分できる可能性ありますか。

市長

はい。

3 番

殆どいわゆる下請させて工事をやっているようではありますが、下請業者はやった部分に対する工事金もまだ受領してないという話を聞いております。そういった問題は市と工事契約しておる人と、下請をしている人との間に^金は支払い方法についてちゃんと合意が成立して、その上での工事を進めているのであるのか、そうでなければ又すぐた工事は途中で放り出すということが懸念される訳であります。この前電気の

配線工事の方に1セントでも貴方方へ取ったかといったら、1セントも取ったことはない。どうして工事貴方方へ心配はないかと言ったら、支払いは銀行がやるようになっている。こういうふうな話でありましたが、先の市長の諸般の報告で言うところのいわゆる支払いは既に銀行立合という訳ですか。

市長

はい、銀行も市も一緒になって支払うようになっております。

3 番

じゃお聞き致しますがこの請負業者が順調に工事を進めていけない理由について、市長はどの辺にその理由があるとお考えですか。

市長

資金の融通が思わしくないのでということだと思っております。

3 番

資金の融通、宜野湾市は出来高に対して支払いは、契約条項に従ってちゃんと支払ったはずであります。そうであるならば下請業者に対する支払いも充分できるはずであります。それやってないのはどの辺に理由があるかと思っておられますか。下請

業者に工事金を支払わないから業者は工事をやらない。これは分りきったことでもあります。市からは出来高部分に対する工事金は受け取っている。

市長

これは請負業者が下請業者に資金を払っていないという所に問題がある訳ですが、そこまではタッチしてなかった訳です。又タッチすることもどうかと思っておった訳ですが、今後どういふことがないようにということで、銀行も市も立会のもとに支払いをするという事になっております。

3 番

しかし、契約の当時において、そこまでタッチするという事は、或は行き過ぎかも知りません。しかし、契約通り工事は進行してないからには、しかも宜野湾市はちゃんと代金は必要な代金は支払いはしている訳です。受け取った代金から下請業者に必要な工事金を支払わないから工事がストップしているのであるから、そういう時点に至っては、相手に対して、何故支払いできないか位はこっちが納得するまで聞く必要があると思っておりますが、それは聞かれてないんですか。

市長

今まで聞いてはおるけれども過去の問題になってしまっておた訳です。

3 番

そういう相手の財政的立場からどういふふうな状況にあるということが分らなければ今後スムーズに工事をやっていくだろうという信頼する根拠がなくなるはずであります。只口だけで今後そういうことはやりませんと言ったって、実際にその通りやっていくかどうか、相手がそれだけやっていけると思いう何かがあるかどうか。それはありますか。

市長

あります。

3 番

具体的にどういふふうな問題でそれ認められますか。

市長

だから、銀行と市と請負業者、全部資金を、工事金を渡すということにしております。

3 番

銀行はどの銀行ですか。

市長

琉球銀行普天間です。

3 番

そすと、既に銀行と宜野湾市側、それから請負業者、この三者の間には工事金の支払いに関して、ある合意に達している訳ですね。

市長

そうです。

3 番

6月の中葉頃までに完成するということには、これは間違いのないものとして受け取ってよろしいですね。もしできなければ解約する意思があるかどうか。できないような業者は潔く解約するというふうな仕組みをつけるような行政執行をやってもらいたいんですが。

建設課長

6月20日までには充分終るそうです。

3 番

充分自信持てますか。

建設課長

はい。

3 番

はい、分りました。それから今先の提案理由

説明の中にもありましたが、漁業補償の6,000ドル余りの内訳説明をお願いします。漁業従事者に対する見舞金ですね。主なものが3つ々つ取り上げても結構ですから。

農林課長

お答え致します。計算方法は、

3 番

計算方法は結構ですから、6,000ドル余りの内訳説明、何々に対して幾らといったような説明。

農林課長

これは資本還元方式で算出しておりますので、その内訳は早答できません。

3 番

早答できないと言ったら、

農林課長

資本、収益に対する計算方法でやっておりますので、何が幾ら、何が幾らという。

3 番

それじゃ、質問の仕方を変えますが、漁業従事者に対して、これだけ見舞金、当局が言う所の補償金を計上しておりますが、この理由は漁業に従事しているからとい

うのが理由ですか。何が理由ですか。

農林課長

結局今までの漁業している方々が漁場を、埋立による場合、ある程度漁場を失うという意味で、又中にはそこからの収入でもって生活している人もおりますので、そういった面から見て見舞金としてある程度支払うべきじゃないかという考え方を持っています。

3 番

結局今の説明は、漁業に従事して殆どそれから生計費を或は一部をかせぐという人達に対して埋立事業やった場合にやはり影響を与えるからその意味で見舞で金を出すということですか。

農林課長

はい。

3 番

その場合には、埋立事業をしたために埋立事業をしていなかった場合と比較して、漁獲の減少ということがいわゆる漁見舞金の算定の基本になる訳ですね。

農林課長

そうです。

3 番

そうすと、埋立によって漁獲が減少されると想像したのは幾らですか。6,000ドル余りのうち。

農林課長

結局、今までの状態から推した場合、6,000ドル余りになるということです。

3 番

6,000ドル余りになるんですか。現在の状態と比較して、埋立事業完了した場合と比較した場合ですわ。

農林課長

結局、現在の場合は、立網網とかそういう問題である程度の漁業ができますけれども、埋立した場合相当深くなりますので、そういう今まで設備敷設で漁業するのも非常に困難になるんじゃないかと、そういう面もありますし、それから又この漁獲高の問題についてでありますけれども、これは業者の考え方も色々ありますけれども、この問題は非常に業者とも水掛け論の話も出ましたけれども、ある程度の掌握は取ってこの大体だけをしたものであります。

3 番

あのですね、埋立事業をしなければこの問題は発生してこないですね。(農林課長はい)そうでしょう。埋立事業するからいわゆる海であった所が海でなくなるから、そのために漁獲が減ることが考えられる。そこでその減少する漁獲高に相当する額を見舞金として宜野湾市は補償するという意味でしょう。(農林課長はい)ですから6,000ドル余りは全部その意味ですか。

農林課長

そうです。

3 番

その中に政府補助金やら、宜野湾市補助金やらで、備えたといわれる網代に関する金額は計上されておりましたか。

農林課長

全部一括しております。

3 番

いや、私の質問は、それが計上されているかどうかです。6,000ドル余りの中にいわゆる網に関するガクンを取るために備えつけたといわれる網、それに関する金額も入っていますか。担当課長ですから、入っているか、いないか位は早答できる

んじゃないですか。

農林課長

入っています。

3 番

入っていますか。それじゃ、結局、いわゆる内訳として6,000ドル余りの内訳として網に関するのはいくらになりますか。

農林課長

1,034ドル。

3 番

1,034ドルですか。この網の購入代金ですか。つまりその網が使える状態になるまでどれ位かかったか。

農林課長

2,475ドル44セント。

3 番

この2,475ドル44セントのうち金額漁業従事者自身の負担ですか。それとも一部は他の負担によるかどうか。他の負担による説明をお願いします。

農林課長

政府補助が1,172ドル。市が600ドル。

3 番

2,475ドル余りのうち、政府補助金合わせて1,700ドル余りということになる訳ですね。そして、2,475ドルかかった網代のうち、1,700ドル余りは政府と市の補助金でまかなわれている。差額が約770ドル余り、770ドル余りしか直接に負担してないのに、1,000ドル余り見舞金として補償される訳ですか。いかなる根拠に基づいていますか。市長の説明をお願いします。

農林課長

一寸つき加えて申し上げます。ガチューン購入網代だけで2,475ドルです。その外業者が負担しています。網の継ぎ合わせとか、そういう色々な労務賃は入っておりません。

3 番

それじゃ、幾ら2,475ドル以外に幾ら、2,475ドル余りであるという答弁は、私の網が使える状態になるまでに経費は幾らかという質問に答えられたんですよ。ですから2,475ドルにけりっさいがっさい入っているとしか私は受け取ってないんですよ。その立場で計算しているんですよ。

農林課長

訂正します。2,506ドル94セントかかって

います。

3 番

2,500ドル余りですね。結局800ドル余り、
やはり今、6,000ドル余り計上してあるもの
の中には、その中の1,000ドル余りというの
は、オーバーとたんじゃないですか。これが1つ、
この網は何々のために備えつけたんですか。

農林課長

がチュン、ミジュンを取るためにです。

3 番

何時頃備えつけましたか。

農林課長

64年度と覚えています。

3 番

64年から現在に至るまでこの網でが
チュンかミジュンでも取ったことがありますか、
1匹でも。

農林課長

まだ取っておりません。

3 番

1匹も取ったことはない。是すとその網
はどこにありますか。今。

農林課長

宇地泊にあります。

3 番

宇地泊にある。それは確実に間違いありませんか。

農林課長

はい。

3 番

私が聞くところによりますと、1つの網はズツに分かれて、伊佐と宇地泊に存在するというような話を聞いておりますがどうですか。

農林課長

この網はですね、継ぎ合わせて使うような網で、幾つかに分れて保管されているものと思います。

3 番

そうです。幾つかに分かれたその複数は、全部宇地泊にあるということですか。

農林課長

うちが1月に調査した時は全部宇地泊にありました。

3 番

今年の1月ですか。(はい) この網を幾つかに分けて、保管しているとの話であります。が、ガチュンヤミジュンを実際に漁獲する場合には、そのまま分けたままですか、つなぎ合わせて使うんですかね。

農林課長

つなぎ合わせて使います。

3 番

つなぎ合わせて、それじゃガチュンが来ていると、いつからつなぎ合わせる時間なんか、これはおかしいんじゃないですかね。来たらずぐ取れるようにするためには最初からつないでいた方がいいんじゃないですか。私は素人ですが。

農林課長

あんまり網が大きいもんで。

3 番

一ヶ所の倉庫に入らないんですかね。

農林課長

倉庫に入りますけれども船が小さいために網を一つにまとめた場合、運搬で困難する状態がありますので。

3 番

どすど一つの船に。海まで別々の船に運搬して行って。海でつなぎ合わすんですかな。

農林課長

そうですね。

3 番

つなぎ合わす。どうも常識じゃ理解できないですね。どすど版にこの計上された6,000ドル余りの中に1,000ドル余りのこの網に関する補償という意味される見舞金が計上されておりますが、この網はどうかになりますか。その後64年から備えつけてから現在に至るまで1匹のがチュンも1匹のミジュンも取ったことはない。そうしたら来なかったんですかな。がチュンやミジュンが。或は今日でも明日でもがチュンがチョウンドーした場合には取れますか。

農林課長

業者の説明では、取れるということは、

3 番

取れるって、64年から68年、一回も来たことはないんですかね。(笑い)これ私私も笑いたくないんだが、笑ってしまふんですか。

農林課長

業者の説明では、このガチンが寄った場合には、各隣村の漁業者を集めて連絡し合って取る態勢はできているという説明を聞いておりますが、この問題で確実にどうという具体的な説明はできかねますが、私もまだ海に入ったことはありませんので、そればかりではできませんが、業者の説明ではそういう態勢は整っておるということを知っております。

3 番

それじゃ聞きますが、1,000ドル余りの漁業見舞金は、支給する相手は誰であるか。個人であるか、法人であるか、団体であるか、説明をお願いします。

農林課長

この面は今漁業者代表として4名ほど部落からの折衝員が来ておりますけれども、その4名と今の業者の間で対象者を決めて支給するよにということでは話合はまっています。

3 番

もう少し明確に御答弁をお願いします。1,000ドル余りの支給相手、個人であるか、法人であるか、団体であるか、任意団体であるか、法人団体であるか、個人であるか。

この三つのうちどれに該当するかということ
です。

農林課長

1,000ドル余りののは、団体ではありません
けれども。

3 番

どの団体ですか。任意団体であるか、法
人団体であるか。

農林課長

任意団体だと思います。

3 番

任意団体、その任意団体の正式の名称
は。名称も分らない団体に貴方は見舞
金を計上するんですか。

農林課長

申請書から見た場合には、宜野湾市宇
地泊の代表者の方が出ておりますけれど
も、漁業者代表者名で申請されている訳で、
その団体名の名称は記入されておしま
せん。

3 番

あのですね、議会での質疑応答は単な
るそこら辺の道端に坐っての雑談じゃな

いですから、明確に知りたいために私もそこで立ってわざわざそこで質疑をする訳ですから、従って明確に答弁していただきたい。私の質問は単純に明確で疑問の余地はありません。支給する相手は任意団体であるか、法人団体であるか、個人組織であるか、明確である。しかも任意団体であるならば、その任意団体の正式の名称は何であるかということです。そこで余計なつきだしは省いていただき、相手正式名称を一つ御答弁をお願いします。もし正式名称も分らない団体に計上してあるならば、市長は既に市長の資格はないと私は言わざるを得ません。市長の金じゃないんだから、公金は。この問題は、どうも課長は答弁しにくいような印象を受けますので、もう少し時間を与える意味で午前中はここで一応中止しておきます。

議長

暫く休憩致します。(午後12時9分)

議長

再開致します。(午後12時9分)

以上をもちまして午前の日程は終ること
に致します。午後1時からは会議を開
きます。

議長

休憩致します。(午後12時10分)

議長

これより午後の会議を始めたいと思っております。定数に達しておりますので、これより午後の会議を開きます。午前の会議に引き続きまして、議案第20号、1968年度宜野湾市一般会計才入才出追加更正予算についての質疑を行います。(午後2時)

議長

暫く休憩致します。(午後2時1分)

議長

再開致します。(午後2時7分)

12番

午前中の見舞金について質問致します。定置漁業権の設定は何時頃なされておりますか。

農林課長

64年です。

12番

64年何月ですか。

農林課長

向こうからの指示ですか、承達ですか。

12 番

設定の認可ですか。

農林課長

下にありますので、暫く待つて下さい。

12 番

後でよろしいです。この漁業の問題で生活補償要求が二団体に分かれて市に要求されておりますね。この二つの団体の性格について説明願います。

農林課長

お答えします。一つの団体はミジュン、ガチュンの定置漁業の任意団体であります。一つは個人の沿岸漁業を営んでおる漁民で、個人です。

12 番

これ個人ですか。

農林課長

一つは任意団体でです、もう一つは個人です。

12 番

漁業をする人、とです、見舞金 6,828

ドルは妥結しておりますね。当局と漁業者との。そうしますとその二団体についてですね。6,828ドルのこの二団体に対する金額の内訳を説明願います。

農林課長

定置漁業の場合には1,034ドル。沿岸漁業の場合が5,794ドル。

12 番

平均して一人当りののはどうなっておりますか。これは補償は向こうから個人個人に誰が幾ら誰が幾らというふうに内訳ありますか。

農林課長

これはされておられません。

12 番

じゃ、算定はどのようなふうになさっておりますか。

農林課長

沿岸漁業の場合には、今までの3ヶ年間の実績をもって、比例配分方式で算定方式で出しまして、それに基づいて出しております。合計だけ出しております。市に出してあるのも、各部落からの実績、漁業報告は部落としてやっておりますので、獲

個人は市としてはつかんでおりません。

12 番

この中にかチュン網補償 1,034 ドルというふうに補償額についておっしゃっておりましたですが、この 6,828 ドルの中に 1,034 ドルが含まれている訳ですか。

農林課長

いや、そうじゃありません。合計してです。沿岸の方が 5,794 ドルです。

12 番

定置漁業者には、かチュン網補償のものが 1,034 ドルとおっしゃるでしょう。

農林課長

定置漁業にはですね。

12 番

定置漁業者への見舞金は、1,034 ドルプラス、そうじゃない訳ですか。

農林課長

そうじゃない訳です。各々定置漁業の場合が 1,000 ドル余りですね。それから沿岸漁業の場合が 5,794 ドルです。

12 番

そうしますと、この1,034ドルというのはが
チューン網に対する補償というだけですか。

農林課長

そうなります。それは二つを合計して6,828
ドルを見舞金としてやるという訳です。

議長

暫く休憩致します。(午後二時19分)

議長

再開致します。(午後二時19分)

3 番

午前中に引き続きもう少し質問致します
午前中の質疑に対する答弁で、網に対す
る金額1,034ドルという説明でありましたが
その通りですね。網に対する補償という性
格の見舞金ですね。これは、その数字を一
応念頭において下さい。最初この網を使
える状態になる前までにかかった総
経費これは2,475ドルですか。

農林課長

2,800ドル

(2,800ですか、先は2,506と言ったです
よと呼ぶ)

3 番

100ドル位しか違わなかったですよ。

農林課長

先も訂正申し上げたと思いますが、

3 番

午前中にですか。とにかく幾らなりますか。午前中の説明と今の説明は違いますよ。数字が

農林課長

網の工作労務賃が331ドル50セントかかっております。

3 番

結局今の説明によると、2,800ドル余りが総経費ということになりますね。

農林課長

はい。

3 番

2,800ドル余りの総経費のうち最初において、政府からの補助金1,175ドル、それにプラス宜野湾市からの補助金600ドル、合計1,775ドル、差引き約1,100ドルですね。

農林課長

3 件。

3 番

これは結局、そっくり金額補償というふうな立場に立って計上されている訳ですね。予算は。

農林課長

件。

3 番

例えばそこがチュンヤミジュンを取るために網を一応海の中にはってあります。それを埋立事業遂行のために間違っってその網をひっかけて破ってしまったりとか、いわゆる使い物にならないう程度まで網を破壊してしまったりとか、という場合には、この総経費相当額を補償しなくちゃいけません。しかし現在先の説明によると、64年に準備したこの網は一回も魚を取るために使った形跡もない。従って、さら新品同様に現在保管されているはずであります。そのさら新品同様の網に対して、同額の金額を見舞金として、補償しなくちゃいけませんという理由は那边にあっていいのか。これは担当課長からではなくて、市長から御説明を致します。それだけ補償したらその網は宜野湾市にくれるのか。

市長

これは、補償じゃなくして見舞金ということになります。埋立した場合、今まででも勿論漁獲が来なくて使っていない訳ですけれども、しかし今度埋立が第一期工事が5ヶ年、第二期工事が5ヶ年、後4ヶ年間これを使わないようになりますので、それだけの期間、今まで取っていないだけけれども、来年あたり取るかも分らないといったようなこともありますので、補償金じゃなくて漁業見舞金として、一括計上して算定をしている訳であります。

3 番

今までには取られなかったが、将来は来年あたりからは取るかも知らんという話であります。そういう状況下であるならばなおさら補償の必要はないと私は考えますが、と申しますのは、117万ドルの政府補助金、フランス市補助金600万ドル、更に今回計上された1,034万ドル、合わせて約2,800万ドルになります。これは網を準備した総経費相当額であります。その網は破損もしないで、使いもしないで、新品のまま現在手持ちであるにかかわらずそれに対して網代金額を支給しなくちゃいけない理由は那边にあるか、これが私の質問のポイントであります。

市長

だから私が答えたのもそのポイントであります。

3 番

来年あたりから取るかも知らないというのであれば、例えばこの3ヶ年、4ヶ年、一定期間内の漁獲はできないだろうという想定のもとに算定された見舞金を支給すべきであって、まだ説明は何等なされておられません。配られたプリントによりますと、過去、現在、将来にわたり一切云々が書かれております。従ってこの網は全然なくなった。同然の立場に対してのこれは見舞金。そういうような計上のしかたであります。実際は網はある訳であります。聞く所によりますと、最初は6,000ドル余りの請求額ではなかったそうであります。4,000ドル余りであったそうであります。知っておりますか、市長は。

市長

最初は1,000ドル越しておりました。

3 番

その意味じゃないんです。妥結した最初という意味です。一番最初の希望額ではなくて、この程度までは承諾できるというふうな金額は4,000ドル余りであった。

私はこういうふうに確実なる情報をもって
おりますが、いつの間にか6,000ドル余りに
増額されておる。

市長

それは知っておりません。

3 番

知らなかったことは致し方ないと思っております。私が非常に問題に致しておりますのは、そっくり網の必要経費総額を現在網が存するにもかかわらず、向こうに見舞金として支給する。支給しなければいけない。こういう考え方がどの辺に立っているのか、誤解されたら困りますので、断っておきますが、漁業に従事している方に対して、宜野湾市の事業として埋立事業を遂行していく場合に当然不利益を与えるであろうということが予想されます。従いまして、その意味におきまして、漁業従事者に対しては、当然、相応の見舞金を支給すべきであることも、又いちいち説明の必要はないと思っております。私は当然漁業従事者に対して、必要額の見舞金を当然支給すべきであるということには、それに反対であるという考え方は持っておりません。私が問題にしたいのは、網にどうして総経費を見舞金として計上してあるかということですが、しかもその網は一回も使われていないし、お聞き致しますが潮

につけたことがあるかどうか。例えば、漁魚
を取るために行ったんだけど、逃がしたた
めに取れなかったとか、魚がいなかったために
取れなかったとか、ありますか。がチュンを取
る目的、ミジュンを取る目的でその網をが
チュンやミジュンが常識的に考えて判断し
て遊泳している付近に張ったかどうか。

市長

まだ一回もがチュン、ミジュンが来なくて、実
際に張ったことはないと思っています。

3 番

その間がチュン、ミジュンが来なかったから、
かからなかったではないはずであります。勿
論この金額は支給すべきである。この
判断をしたからここここに追加更正予
算として計上されておりますが、市長はほ
んとに網代総額を支給すべきである
とお考えですか。

市長

これは先申し上げましたように、埋立をする
場合に色々、後4~5年の不利益が来
るし、又しなかった場合には来年、或は今年
も来るであろうということも考えられます
ので、その漁業者に対して、見舞金を出す
べきであるというようなことで算定をし
て出しております。

3 番

先程申し上げましたように、漁業従事者に対して、当然これは見舞金を支給すべきであるということには私は異存はありません。使ひもしない網をわざわざ買って置いて、ちまた聞くところによりますと、これは最初からミジュンヤがチュンを取るために備えたんじゃないって、補償金を取るために備えてある。こういうふうな話をよく私は聞いております。実際にその網を準備して現在4ヶ年位経過しても一匹の魚も取らなかつたその運営状況から想像致しました場合には、私もそういうふうに考えたくありません。この網は将来、使うことが予想されますか。

市長

漁業者としては、使うであろうということには考えられますけれども、今後埋立した場合にそこは海が深くなりますので、果してこれがそこで使えるかどうか、ということにはっきりは言えない訳であります。

3 番

網を準備した時のこの構成人員と現在見舞金を支給しようとしている現時点における構成人員とは全然別の形の状態になっております。お分りですね。いかに仲る内部分裂をしておる。お分りですね。

市長

これは時つきり分っていませんが当初の人員と今とは違うということを知っています。

3 番

現在がチュンヤミジュンが来た場合に、この金額を支給する、後理するようになっている、いわゆるこの方遣は取れるかはあるとお考えですか。

市長

これは任意団体を作っておりますから、こちらの方としてはあるとしか考えられない訳です。

3 番

レフコく聞くようで事~~は~~ありますが、市長個人のお金だったら10,000ドル、20,000ドルくれようが私にはかえって拍手でほめてあげます。しかし市の公金を支出するからには、支出が何であるかを納得する様な説明が欲しい訳であります。使いもしない網、魚一匹も取ったとがない網に対してどうして見舞金支給しなくちゃいけませんか。しかも全然支給するなということも申しあげません。数字をかけ合わせておきました場合には、総経費そのままとっくり相手に支給するということになります。勿論宜

野湾市だけではありませんが、そういう立場から私は聞いている訳であります。これは単なる1,000ドルに関する漁業見舞金だけに限らず、公金支出に関する市長の根本的物の考え方、行政上の考え方と関するからこそ私はねぐりばぐりそういうふうに聞いている訳であります。

市長

これは当然であります。1セントたりとも公金を支出する上においては、充分それは考慮の上に充分審査の上にかこれば支出はできない訳であります。

3 番

綱がどこに保管されているかは、午前中に課長にも質問致しましたが、この件に関して市長はどの程度認識されておりますか。現在支給する前提で追加更正予算案が計上されている訳です。予算案に、その対象である、見舞金も受理する所の対象の綱がどういう状態でどこに保管されているかは、今、今日ここで話を持ち上がった訳ではございません。特別委員会においても話し合われております。であるからには、市長はこの問題に対して相当関心を持たなくちゃいかないはずであります。関心を持っていてるのであれば、どこでどういう状態で

保管されているかを部下をして、当然現在までに調査して、ここで質疑があった場合には、明確にすっきりしたような説明を当然なすべきであります。午前中から現在に至るまでこの問題に対する答弁は全く煮えき~~き~~ない、要領を得ない答弁を繰り返しております。これ以上聞いても夕方に回してみたいになりますからこの問題に関する質疑はここで打ち切ります。

議長

暫く休憩致します。(午後二時三四分)

議長

再開致します。(午後二時三五分)

本案につきましては、質疑の段階で継続審議と致したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、質疑の段階で継続審議と致します。

議長

日程第〇、議案第〇一号、市債を起すことについてを議題と致します。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長

暫く休憩致します。(午後二時36分)

議長

再開致します。(午後二時37分)

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役

御説明申し上げます。本案は埋立事業を行うに当りまして、その資金は全部99パーセントまで起債に待つ外はございませんので、その起債をすることについて議決を必要と致しますので、提案致してあります。内容を御説明申し上げますと、金額の範囲は、145,699ドル以内この金額は財政計画にありますような大体その金額をここに示してあります。借入先につきましては、資金運用部並びに琉球銀行を想定して大体話し合いを進めております。それから利率につきましては、資金運用部の資金については長期融資に切り替えた場合は年6分5厘という利率になっておりますが、長期融資に切り替えるまでの資金前借の時点においては日歩0.018パーセントというふうになっております。それから琉球銀行は0.02パーセント以内というふうになっております。それから起

債の時期は68年度から70年度まで毎年借入れをすることになっております。それから起債方法は一応埋立事業が終るまでは資金前借の形で借りていきまして、そして事業が最終段階になって借入れが終りますし普通の貸借証書に切り替えるという考え方でありまして。償還方法は借入れから5年以内に半年賦にしまして元金均等額の償還を、それから財源は埋立地の処分によるところの代金を当てるということになります。それから償還年次表であります。68年度におきましては、7,937ドルを借入れます。それから69年度においては1,030,602ドル借入れることとなります。そして、その利子が32,037ドル想定しております。70年度が1,134,160ドル元金借入れまして、それから利子が86,482ドルということになります。この1970年5月で一応資金の元金の借入れを終りまして、ここで借入れた元金は2,145,699ドルになりまして、長期融資へ証書借替を書換をする訳であります。これから半年賦の元金均等額の償還になります。70年の6月30日におきましては利子だけを3,204ドルを払う、そして70年の11月30日に元金の償還が始まりまして、715,220ドル、その利子が62,284ドルで合計777,504ドルが償還される訳であります。71年の11月で一応元金の償還

が終るといふ計画であります。財政計画を御説明申し上げますとこれは68年度から72年度までの継続費にすることを計画しております。68年度においては40,458ドル、69年度においては当初総予算が1,030,602ドルということになります。それから70年が1,604,211ドル、71年が1,696,402ドル、72年が7,375,855ドル、合計しまして~~5,082,259~~ 5,082,259ドルという収入額になりますが、この方はいわゆる起債として借入れるのが2,140,000ドルの収入の見積り、それから土地の処分2,510,000ドル見積っておりますので、実際にはこの資金は重複しておりますので、金額としては5,080,000ドル余りになる訳であります。実質上はこれだけの金額になる訳ではありませんが、才入としては借入れ金も土地売却代も両方計っておりますために重複して金額は非常に大きくなってます。それから支出におきましてはこれは年度毎に大体費目毎の内訳をしておりますが、68年においては職員費というのが7,438ドル入っておりますが埋立事業の追加更正予算に出てきますが漁業見舞金がこれに入っております。現行予算が職員費の中の需要費にありますためにこれが職員費の中に項の中に入っておりますためにこうなっております。それから調査費が13,300ドル、設計調査の

委託料でございます。埋立事業としては、工事としましては19,217ドル今年度において計画をしております。その他は費目存置予備費が500ドルで合計40,458ドルとなっております。69年度においては本格的な工事になりまして、職員費の方はある程度の職員を監督とかそういうものに要する費用を計上しております。それから埋立工事費が962,887ドル、道路橋梁費が4,984ドル、公債費が32,037ドルこれは主として利子であります。予備費が2,812ドル 総予算が1,003,603ドル以上のよう年度区分をして財政計画をたててあります。後の関連議案が2件ございますけれども一応起債に関する説明は以上で終りたいと思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。

3 番

起債及び償還方法の第9項その他であります。勿論起債及び償還方法には慣例ではあります。更に今回一言聞いておこうと思っております。借入れについては借入れ先の定める条件によると、こうなっております。そこで2,000,000ドル余りを融資を受けるに際してこの融資を受けるためには相手側が要求した如何なる

条件も飲むつもりであるかどうか、その点にお答え願います。

市長

そうではありません。琉銀資金運用部
その資金におきましては、その貸出につ
いて各々の定めがございますので、それに
依るといふ訳でございまして、向エウの言
いなりに何でも受入れるというようなこと
ではございません。

3 番

この起債は埋立事業資金であります
若し相手金融機関が融資金で工事をな
す場合、その工事は何々業者にさせな
さいという具体的工事請負業者の指定を条
件としてつけた場合は市長は飲みますか、
断りますか。

市長

これは断ります。

3 番

はい、解りました。

議長

本来につきましても質疑の段階で継
続審議としておきたいと思いますが、他に
変わった御意見ございませんか。

議長

暫く休憩致します。(午後二時48分)

議長

再開致します。(午後二時56分)

議長

他に変わった御意見ございませんので、議案第21号市債を起すことについては質疑の段階で継続審議と致したいと思っておりますが他に変わった御意見ございませんか。

議長

御意見はないものと認めます。よって本案は継続審議と致します。

議長

次は日程第9、議案第22号、公有水面埋立事業費を継続費とすることについてを上程致します。一応事務局長をして朗読をさせます。

議長

暫く休憩致します。(午後二時57分)

議長

再開致します。(午後二時57分)

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役

御説明申し上げます。埋立事業は長期間の日時を要しますので、継続費に致したいという訳で提案致している訳であります。自治法の第168条によりまして、数年を期してその経費を支弁すべきものは議会の議決を経て、その年期間各年度の支出額を定め、継続費とすることができるといふ条項に従いまして、継続費に致したいということでありませぬ。継続費という議決をしておきませんと、この事業は一応最初で工事契約を致しますので、工事契約は予算の範囲内しかできませぬので、継続費にしないといふ予算外の契約になりますためにどうしても継続費にするか、或は予算外義務負担外にするか、二つの方法を取らなければいかん訳ですが、どうしてもこれは継続費にすべきだといふ考え方で継続費に致したいとそういう意味で提案致してあります。年度区分につきましては先の財政計画に御説明申し上げましたように各年度に支出額を一応あの数字と一致して計上致してあります。以上簡単に説明を終ります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても質疑の段階で継続審議に致したいと思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、本案も質疑の段階で継続審議と致します。

議長

次は日程第10、議案第23号、1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計追加更正予算についてを上程致します。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役

御説明申し上げます。今回の追加は先の財政計画、継続費の年度毎の支出計画に基づきまして、68年度におきましては、40,458ドルの事業計画致しておりますが、そのオ入と致しまして、この繰入金から、553ドルこれは主として漁業見舞金に当てるための繰り入れでございます。これ

起債の対象としては一寸臭合いが悪いとい
う訳で一般会計から繰り入れをしたい
と、それから市債としましては、7,937ドル
今年度の大体6月、1ヶ月位は工事ができ
ると、6月1回、1ヶ月位の約1ヶ月の工事量
を見積って起債の方から才入をあててありま
す。それから才出におきましては、先申し上げ
ましたように漁業見舞金が6,800ドル余
りでありまして、その外は工事費でありま
すが、工事費が去った伊佐浜地先のものを
含めまして、19,218ドルの工事量になる訳
であります。それで、この予算におきましては
特別会計として、色々細かい費目を設けま
して、ここに専任職員をおいて当初これを
執行するという想定でありましたけれども
この事業はもっぱら起債とそれから土地
の売払代金によってまかないますので、土
地の売払代金といたしますのは、相当後
ろ〜3ヶ年以後にしか才入がございませ
んのので、ここに職員費とおきますと、年度
中途に起る期末手当の色々な団交の
場合に幾らか上げなければいけません
状態になった場合に、この財財源を求
めることができませんので、どうしてもこれ
に人件費等を組むことは非常に運営上
難しくなるという考え方でこの会計から
はそういう人件費等を等は一切ぬきまして、
工事費と公債費、いわゆる償還金だけを
計上した方がよろしいという訳で殆ど減額

修正を致してあります。以上特別会計について説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても質疑の段階で継続審議としておきたいと思いますが、外に御異議ありませんか。

議長

御異議ありませんので、質疑の段階で継続審議と致します。

議長

以上もちまして、本日の大体議案処理は終る訳でございますが、会期の延長についての日程の変更を致したいと思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、日程の11番目に会期の延長についてという日程を追加致します。

議長

直に本案を議題と致します。会期を後1日延長を致したいと思いますが、外に御意

見てくださいませんか。

議長

御意見ありませんので、明日まで会期を延長することに決定を致します。

議長

暫く休憩致します。(午後3時3分)

議長

再開致します。(午後3時4分)

議長

以上もちまして本日の会議を終了致します。尚明日は午前10時より再開致します。よろしくお願い致します。

議長

散会致します。(午後3時5分)